

第15回京都市路上喫煙等対策審議会（摘録）

- 1 開催日時 平成30年1月29日（月） 午後3時30分～午後4時55分
- 2 会場 職員会館かもがわ 3階 大多目的室
- 3 次第
 - (1) 会長・副会長の選出
 - ・ 互選により吉田委員を会長に，岡本委員を副会長に選出
 - (2) 報告案件
 - ア これまでの路上喫煙対策の取組について
 - イ 国の受動喫煙規制強化に関する動向等について
 - (3) その他
- 4 概要（主な意見は下記のとおり）

記

○ 委員

- ・ 日頃，まちの美化活動を行っているが，路上に捨てられているたばこの吸殻が，相変わらず大変多い。こういう状態だと，他のゴミも捨てやすくなるのではないかと思う。
- ・ 外国では，室内が禁煙の場所だと，外に出るとたばこの吸殻がとても多い。日本でも，室内で吸えないということになると，喫煙者が屋外に出てきて路上で喫煙し，吸殻を捨ててしまうのではないかと思う。
- ・ 道路を美しくすることは全てにつながってくるし，本来は市内全域で路上喫煙はだめだということを，禁止区域以外でも，何らかの施策で周知できないのかと感じている。
- ・ 京都市では景観の問題もあり，吸殻の話にもつながってくると思う。自分の地元の周辺で言うと天龍寺や桂離宮の周辺というエリアになるが，特に桂離宮は，以前は参観に予約が必要だったところが，今は60人まで当日受付で行けるようになったこともあり，かなりの数の一般の方，外国人の方が朝早くから来られる。そういったことも含めて，何らかの施策が打てれば良いと思う。
- ・ 観光客以外に，市民に対しても，例えば市民しんぶんの特集記事を掲載するなどにより，市内では全域で路上喫煙がだめだということを，もう少しはっきりアピールしていただければ良いと思う。

● 事務局

- ・ 近年，京都市では観光旅行者が増加しており，路上喫煙はそうした人が集まる場所について発生する課題と認識している。観光地対策については，これまでから，産業観光局とも連携し，各種マップやフリーペーパー，観光雑誌等に記事等を積極的に掲載し周知啓発に努めているが，今後とも，観光地の事業者の方にも御理解，御協力を

いただいて、取組を進めていきたいと考えている。

- ・ 禁止区域以外については、人の多く集まるターミナルや交差点での路面シート等の掲示、交通関連事業者への周知徹底などにより、周知啓発を図っていききたいと考えている。
- ・ 市民しんぶんへの掲載など、効果的な手法も適宜検討していきたい。

○ 委員

- ・ 関連して質問だが、路上喫煙等監視指導員の巡回は、禁止区域を中心とするものなのか、必ずしもそこに留まらずに行なっているのか。

● 事務局

- ・ 基本的に、禁止区域内を巡回するものである。しかし、禁止区域に行くまでの道中や、禁止区域外での街頭啓発時においても、必要に応じて指導等を行なっている。

○ 委員

- ・ 分煙という立場から喫煙場所を設置したり、ホームページ等に喫煙場所を掲載することで喫煙者を誘導するなどの取組が増えたりして、良いことだと思う。そこで、実際にどの程度、喫煙者の方に周知されているのかというところが気になるのだが、例えば、喫煙場所の1日あたりの利用者数や、喫煙場所を案内するホームページへのアクセス数など、具体的なデータはあるのか。また、データがある場合は検討を加えたりといったことをしているのか。

● 事務局

- ・ 現時点で、喫煙場所の利用者数、ホームページのアクセス数は把握していない。市内20箇所を超える喫煙場所に貼りついて利用者数を調査するのは、率直に言って厳しい。

○ 委員

- ・ 喫煙場所の増設というのは非常に大事なことだと思うし、利用状況を把握することで、より効果的な分煙を進めてもらえたらと思うので、よろしく願います。

● 事務局

- ・ 現在は、路上喫煙率を指標としているところだが、本市としても喫煙場所の利用状況は大変気になっており、指導員の巡回中に利用状況を確認するなどしている。
- ・ また、喫煙場所の案内をもう少し丁寧にしてほしいといった声もあり、今年度は、JR東海の協力を得て、京都駅八条口の構内に案内表示を追加設置するといった対策をしている。
- ・ 実際、場所にもよるが、大変多くの方に利用していただいており、JR京都駅の北側の喫煙場所などは、夕方の時間帯などは大変込み合っている。また、四条西木屋町の喫煙場所も混雑しており、そういう部分では一定周知は進んでいると思っている。

- ・ 引き続き、使用状況の確認をしながら、今後どういう形で進めていくのかの検討材料にしていきたい。

○ 委員

- ・ 資料3 1 ページにある喫煙率は、喫煙場所の利用者ではないということが良いか。また、 定点箇所の見直しの有無や、年度ごとの重点的な地域といったことがあれば教えてほしい。

● 事務局

- ・ 喫煙場所の利用者のデータではなく、市内の定点箇所での調査結果である。これまでの路上喫煙率の経過を把握するため、一定の場所で調査するのが良いと考えている。
- ・ 御指摘のとおり、喫煙場所が増えているところもあるので、調査の仕方について、事務局の方で検討させていただく。

○ 委員

- ・ 現状は、年度ごとの推移を見るために、同じ場所で調査を行なっているということで理解した。

○ 委員

- ・ 先程、桂離宮の話もあったが、伏見稻荷大社も観光客が多く、世界一とも言われているようである。街頭啓発も行われているとのことだが、こうした場所を禁止区域に入れるような取組も進めていけば良いのではないかと思う。どういう場所に観光旅行者が多く集まるのかという観点も加えて、積極的に見直しを図ったらどうか。また、そうすると指導員の増員も必要になると思うが、現在はボランティアを募ったりしているのか。今後どういう風に人員を確保していかれるのか、教えていただきたい。

● 事務局

- ・ 観光地など、人の集まる場所を新たに禁止区域に指定するには、予算や人員体制の問題などがある。それらの有効な使い方も含め、可能な範囲で検討していきたい。
- ・ 路上喫煙等監視指導員については、退職した警察官を採用している。ボランティアの方にそういう権限を与えるとすると、指導中の揉め事や情報の伝達など、様々な課題があると考えている。
- ・ 禁止区域については、色々な地域の方から指定の要望があり、区域の拡大については、各種統計等を十分踏まえたうえで検討する必要がある。例えば、観光旅行者がシーズンによって集まる場所と、一年を通して集まる場所があるなど、観光地である京都市では、色々な課題が出てくると思っているが、そういった状況等も十分に見据えたうえで、必要な対応をしていかなければならないと考えている。また、啓発についても、禁止区域外の市内全域で路上喫煙禁止であることや、受動喫煙の規制強化の影響への対応なども含め、しっかりと考えていきたい。

- ・ 現在、国においては、受動喫煙の観点で、たばこの議論が進んでおり、新聞報道等によると、150㎡以下の個人あるいは資本金5千万円以下の店舗等については喫煙可能とし、その代わりに分煙なのか喫煙なのかの表示をしないとイケないといった方向で検討されている。路上喫煙の規制においても、今後、国の動きをしっかりと見据えつつ、受動喫煙の担当部署とも連携を図りながら、京都市における喫煙を、全体としてどう考えていくのか、ということになってくると思う。

○ 委員

- ・ 加熱式たばこが激増していると感じる。飲み屋などに行ったら、客の半数以上が吸っていたりする光景を見かける。対応については、国の施策を受けて、という部分もあると思うが、京都市としては、今後どういう風に進めていくのか。少し前に、加熱式たばこは煙が出ないので吸殻をゴミ箱に捨てたところ、1歳半くらいの子供が口にした、というニュースがあった。身体にどれだけの害があるのかということも分かっていないのかもしれないが、早急に対応を考えていくべきことだと思う。

● 事務局

- ・ 現在、条例では加熱式たばこを規制していないが、京都市としては、紙巻きたばこと同様に、路上で吸っていただくのは好ましくないと考えており、指導員が禁止区域を巡回する際には、マナーの観点から、喫煙場所で吸うように指導している。
- ・ 国においては、加熱式たばこは健康被害がないと言い切れないことから、規制の対象には含めるが、一部は除外するという考えもあるようである。本市としては、そうした視点も踏まえ、本市の路上喫煙等の禁止等に関する条例の中で、加熱式たばこをどう取り扱っていくのかについて、国の動向を見つつ、検討を進めていきたい。
- ・ 国においては、加熱式たばこの健康被害について、厚生労働省が専門の研究機関に調査を依頼しており、5月頃までには同省に結果が報告されるとのことである。本市としても、規制するのであれば、その理由や根拠を明確にする必要があるため、国の調査結果も踏まえながら、速やかに必要な検討をしていきたいと考えている。

○ 委員

- ・ そうした点については、条例の条文の解釈に係る部分であると思う。加熱式たばこは、条例第2条(1)の「たばこを吸う」ということには該当すると解釈できるが、「火の付いたたばこ」には該当しない。第1条の条例の目的においては、「身体及び財産への被害の防止」は、火の付いたたばこではないため関係しないが、「健康への影響の抑制」というところについて、国の調査結果に注目しているということだと理解している。

○ 委員

- ・ 自分は京都市に来てまだ3年だが、他都市と比較して、京都市では路上喫煙の対策が有効にとられていると思う。特に、アクセスの多い京都駅には多くの標示や掲示等による周知がされていて、駅利用者に対して、大きな効果があると思う。
- ・ しかし、新しく京都市に来て、路上喫煙禁止のルールを知らない者が、路上で加熱式たばこを吸っている人を見たときに、京都市の「路上喫煙を皆でやめていこう」という流れに水を差すような事態も考えられる。加熱式たばこについても、マナーとして路上で喫煙しない、という広報や啓発をしていけば良いのではないかと思うが、いかがか。

● 事務局

- ・ 加熱式たばこを吸われる方の一部には、加熱式にしたから問題ないだろう、と考える方もおられる。御指摘のとおり、健康への被害も明らかではない中で、いわゆるマナーとして啓発していくのは一つの課題だと認識しており、進めてまいりたい。

○ 委員

- ・ 加熱式たばこについては、受動喫煙の観点において、健康への影響が少なかったとしても、マナーという点では、紙巻きたばこと同様の取扱いにするべきだと思う。
- ・ 京都市が喫煙のマナーを押し出しているという点からも、ローカルルールでも良いので、加熱式たばこに対するマナーを全国に先駆けて発信していくというスタンスで臨んでも良いのではないか。
- ・ むしろ加熱式たばこを紙巻きたばこを細かく分けて、こちらはこうする、あちらはああするというよりも、加熱式たばこもマナーとして、人前で吸わないように、路上では吸わないようにとアナウンスした方が、非常に分かりやすく良いのではないかと思うが、いかがか。

● 事務局

- ・ 現在の路上喫煙の規制は紙巻たばこが主体であるのが実態であるが、急激な加熱式たばこの普及にも、必要に応じて対応していかなくてはならないと考えている。
- ・ 健康への被害について、どういう調査結果が出るかは別として、周囲への気遣いなど、マナーについては、今後、啓発の内容や方法等を検討していきたいと思う。

○ 委員

- ・ 先ほど話のあった喫煙場所の利用状況についてだが、把握するのはなかなか難しいだろうと思う。だから、ある期間を決めて、灰皿の吸殻の量を測ると、どれだけの頻度で利用されているかが、ある程度分かるのではないか。一つの方法として提案する。
- ・ 自分は薬物関係の防止の講師もやっているが、周知のように、お酒、たばこというのは、20歳になるまで禁止されている。その理由としては、脳の発育が阻害される

ため、20歳までは特に影響が大きい。当然ながら、喫煙している大人には本人に健康被害があるわけだが、傍で吸われることによって、子供たちの脳にも受動喫煙によるそうした影響がある、ということも考慮することが大事だと思う。

● 事務局

- ・ 喫煙場所の利用状況については、何らかの方策で計測していきたいと思う。
- ・ 青少年、子供たちへの配慮についても、保健福祉局と連携し、啓発の中に必要な内容を含めていけたらと考えている。

○ 委員

- ・ 未成年者が過料処分を受けた事例はあるのか。

● 事務局

- ・ 少なくとも今年度は、そうしたケースは発生していない。

○ 委員

- ・ 喫煙は脳に影響があるから二十歳までは禁止されているという中で、加熱式たばこは、煙も出ず、臭いも少なく、害も明らかではないというので、気安く入り込めそうな物になってしまっている。まだ二十歳になっていない学生が、煙も害もないなら良いと、簡単に手にして吸いやすい感じになっていると思う。
- ・ 本当に害があるかどうか分からないとしても、紙巻きたばこと同様に、加熱式たばこも簡単に吸って良いものではないということを、大人が示していく。そういった意味でもきっちり規制して、加熱式たばこも路上喫煙禁止としていくほうが、気安く入り込みにくいものにしていけると思う。

● 事務局

- ・ 本市では保健福祉局が受動喫煙防止対策を所管しており、現在、「健康長寿笑顔のまち・京都推進プラン」のパブリックコメントが実施されているところである。当該プランを検討する「たばこ対策推進部会」においては、加熱式たばこは健康被害があると認識していると聞いている。
- ・ その辺りも踏まえ、啓発に当たっては、関連部局と連携し、また路上喫煙の周りに与える影響についても、しっかりと伝えていきたい。